h　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　事業等のリスク」及び「２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当中間会計期間。(7)から(9)まで並びに(18)ｆ及びｇにおいて同じ。）の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

［(2)～(4)　略］

(5)　主要な経営指標等の推移

a　提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第18条第２項に定める事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当中間連結会計期間及び前年の中間連結会計期間（以下この様式において「前年同中間連結会計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第314条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらの経営指標等に相当する指標等（(18)ｈ又はｉの規定により指定国際会計基準又は修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合にあっては、これらに相当する指標等））の推移について記載すること。ただし、(g)、(h)及び(m)については、当中間連結会計期間及び前年同中間連結会計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載すること。

［(a)・(b)　略］

(c)　親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額

(d)　［略］

(e)　中間包括利益金額

［(f)～(h)　略］

(i)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（連結財務諸表規則第171条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(j)　［略］

［加える。］

［(2)～(4)　同左］

(5)　［同左］

a　提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第17条の15第２項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）であって、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間（当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下この様式において「第１四半期連結会計期間」という。）の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当四半期連結累計期間及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間（以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等（(18)ｈの規定により指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表又は(18)ｉの規定により修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等））の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(i)については、「第４　経理の状況」において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合に、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(g)、(h)及び(m)については当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(n)、(o)、(p)及び(q)については当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合又は第２四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間であって「第４　経理の状況」に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。

［(a)・(b)　同左］

(c)　親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額

(d)　［同左］

(e)　四半期包括利益金額

［(f)～(h)　同左］

(i)　１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）

(j)　［同左］